

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業豊田・粟井地区）計画を平成25年2月20日定めた。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成25年3月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造